

や個人が署名に取り組み、中野駅頭でも宣伝署名を行いました。

助成額は港区につぐ高額（片耳当り4万5千円、上限9万円）ですが、350万円以下の所得制限があります。今後ともよりよい制度めざして取り組みます。

<中野社保協 2024年2月付ニュースより>

学校給食完全無償化が実現 西東京社保協

西東京市は4月から、市立小中学校の給食費を所得制限や子どもの人数制限なしで、完全無償化する方針を発表しました。

実現の背景には、昨年7月に子育て世代が中心となって結成された「学校給食無償化を求める西東京市民の会」が学習講演会開催や毎週田無やひばりヶ丘駅頭で市民に訴えて署名を集め、10月には5千筆、2月23日にはさらに追加して累計で7千筆超の署名を市長に提出してきたことにあります。その際市長は「子どもの成長にとって『食』は最も大事だ」という認識を踏まえた」と述べました。また市の担当者は「市議会で様々な会派からの声や東京都が補助額の2分の1を支援すると表明したことが大きかった」と述べています。

今後、私立、国立、不登校などのすべての学校に給食無償化を実現する、民間委託にせず給食の質を維持したい、などを求めています。

<西東京社保協通信 No. 49より>

介護保険料値上げから値下げへ 足立社保協

3月14日に開かれた区議会厚生委員会では、区の介護保険条例の一部改正案の審査と併合して、署名を3,296筆集めて提出した区議会宛「介護保険料値上げ中止」陳情の審査も行われました。

区議会に提案された介護保険条例一部改正案は、住民税非課税者が対象の第1～5段階までの介護保険料を月額1,010～1,110円値下げするというのが主な趣旨でした。住民税非課税者限定とはいえ、足立区で介護保険料値下げの条例案が議会に提案されるのは初めてのことです。

そもそも9月の第9期介護保険事業計画中間報告時には、基準月額を760円値上げする案が示され、参加を呼びかけた区の説明会へは、60名の区民が参加しました。そこから一転して値下げを提案したことについて区の担当者は、議会答弁のなかで「保

険料値上げ中止を求める」600件超のパブコメ等で示された区民の声を「意識した」ことを認めざるを得ませんでした。

条例案は、委員の全員一致で可決されましたが、陳情については採択を主張したのは日本共産党委員のみで、「陳情の願意は満たされたのだから、とりあえず継続扱いにして、できれば陳情者に陳情を取り下げてもらったら」という自民党の主張に公明・立憲など他の委員もなびいて「継続審査」扱いとされてしまいました。民意へ誠実に向き合わず「とりあえず継続」と言ってしまう自民党等の議員の姿勢には憤りしかありませんが、パブコメや署名などを通じて示された区民の声が、介護保険料値下げの原動力となったことは、今後の運動の大きな確信にして良いのではないかと考えます。

<足立社保協より>

「4の日」宣伝行動



3月14日昼に行った巣鴨駅前署名・宣伝行動は、27名が参加し、署名43筆が寄せられました。

「4の日」宣伝行動

- 4月14日(日) 巣鴨駅前
- 5月14日(火) 12～13時

第51回 **東京社保学校**
 テーマは「**貧困**」について知り、考える
4月20日(土) 13～17時半
 けんせつプラザ東京5階&オンライン
 テーマ **貧困を生み出す社会構造から考える貧困対策**
講師 志賀 信夫 (大分大学准教授)
 路上の医療相談活動に参加して
 高橋 真由 (中野共立診療所事務)
 貧困支援の実態と課題
 大西 連 (認定NPO法人もやい理事長)
 無料低額診療の実態と課題
 石川 藍 (橋場診療所事務長)

参加申込 ↓

東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F

TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823

東京社保協

検索



介護署名国会提出行動



2月29日に「介護保険制度改善と介護従事者の処遇改善を求める国会内集会」が開催され、会場とオンラインで90名が参加する中で、立憲、共産、れいわ各党の国会議員に今期2回目となる署名提出を行い、署名は累計で23万6,187筆（当日持参分を追加）となりました。

集会の中では情勢学習会が行われ、今回の介護報酬改定は、+1.59%と過去2番目に高い改定率であるものの、物価高騰や他業種の春闘賃上げがされている中で、介護事業所の経費増や賃上げ分には程遠いものであること。とりわけ訪問介護事業所の倒産が過去最高を記録したにもかかわらず、実態調査統計を都合よく解釈して訪問介護の基本報酬を引き下げ、在宅介護を一層深刻な状況に追い込む内容であることが示されました。参加者からは「ヘルパーがショックを受けている。現場実態も知らないで引き下げるのはおかしい。ヘルパー不足がさらに進行する」「小規模事業者はなくなり、介護離職・放置となり、要介護者の生活を破壊する」「多くの人が団結して闘っていくことが大切」など発言が続き、引き下げ撤回を求める要請や現在行われている意見公募にこたえていこうと呼びかけられました。

集会終了後には、70名の厚労委員に請願署名の紹介議員となるよう再度要請するとともに、厚労省へ「訪問介護基本報酬引き下げ撤回を求める個人・団体署名」700通を提出しました。

介護署名は次回6月3日、12～13時、第2衆議員会館多目的室での署名提出行動が最終提出となります。目標50万筆を集め切りましょう。

はっさく裁判控審 第1回口頭弁論

3月12日、東京高裁101号法廷にて、はっさく裁判（新生存権裁判の東京先発訴訟）の第1回口頭弁論が行われました。はっさく裁判は2022年6月に東京地裁で原告勝訴判決を勝ち取り全国的にも原告勝訴への道を切り拓きました。

口頭弁論で国側は、控訴申し立ての主な理由である生活保護基準を決める裁量権が厚労大臣にあるという従来の主張を行わず、「物価偽装」と指摘され、各地で弁明できなくなっている「生活扶助相当の消費者物価指数（CPI）」は「正当である」との言い訳に終始しました。一方原告側は、専門部会の意見を聞くこともなく前例のない生活保護引き下げを行った異常さが、地裁判決原告15勝という、なかなか住民が行政には勝てない行政訴訟で異例の展開となっていることを指摘し、高齢になっている原告の存命中に引き下げを是正する必要があるとして冷静な判断を求めました。

法廷終了後には参議員会館で約30名が参加して報告集会が開催され、弁護団から口頭弁論の解説と支援者からの激励が交流されました。傍聴に参加していたジャーナリストからは、軍事費が激増し社会保障が削減される典型として生活保護裁判を取材しており、雑誌「世界」へ掲載予定との発言がありました。いのちのとりで全国アクション共同代表の稲葉剛さんは「今日の国側の弁論は自民党が生活保護パッシングをした2012年再来という感じがした。最低生活の状況を放置しながらそちらに合わせる論理は、デフレスパイラスでしかない。これを打ち破る裁判」とエールが送られました。次回口頭弁論は6月18日、13時40分からです。



各地域・団体の取り組み

東京の医療を考えるシンポジウム2024 都立病院の充実を求める連絡会



3月2日に人権としての医療・介護東京実行委員会も後援して、独法化されて1年半を経た都立病院について、現状を確認・検証し今後の運動を考えるシンポジウムが開催されました。

本田宏（NPO法人医療制度研究会理事長）が「日本医療の問題点」と題して講演し、国内で公立・公的病院の縮小が地域住民の反対を押し切って強行されている根底には「医療費亡国論」があるからだ」と指摘しました。公定価格である医療費を先進国最低に抑制し、医療費を増やさないために医師養成数も抑制してきた結果、多くの医療機関は赤字と医師不足で経営が困難となり、病院存続のために独法化や再編統合を受け入れざるを得ない状況に追い込まれている。昨年出された日弁連の「人権としての『医療へのアクセス』が保障される社会の実現を目指す決議」はこうした問題を鋭く指摘し、解決法を示したものであるため、ぜひ決議当日の日弁連人権擁護大会の様子を視聴して欲しいとYouTube配信のQRコード（下記）が紹介されました。

日弁連決議全文  人権擁護大会動画 

尾林芳匡弁護士は、「都立病院のこれからを考える」と題して講演し、都立病院独法化に至る歴史的経過と背景を振り返りながら、地方独立行政法人や都立病院建て替えを機に導入されているPFI（民間資金やノウハウを活用して公共施設の建設・運営をする）手法について説明しました。そしてそれらが、公共財や税金を大企業に提供して儲けさせる一方で、議会や住民の関与を弱め、財政や運営が不安定になり、住民へのサービスも後退することになっ


ていると全国の事例も示しながら明らかにしました。公共サービスに本来の役割を取り戻す、世界も新自由主義からの転換を模索し、コロナ禍対応で都立病院が果たせた実績をみても、都立病院を再公営化する運動を広げる重要性を語られました。

判決控え、地裁前で署名宣伝 生存権裁判を支える東京連絡会



3月19日朝、東京地裁前で裁判所に出勤する人に向けて、6月13日判決を迎える生存権裁判東京の公正な判決を求める署名宣伝行動を行い、黒岩弁護士をはじめ11名が参加し、チラシ約150枚を配布しました。

生存権裁判東京 判決へ 宣伝、集会参加、署名でご支援を！

- 裁判勝利をめざす決起集会
4月27日（土）13時半～16時半
けんせつプラザ東京5階会議室
講演：尾藤 廣喜（弁護士・いのとり共同代表）
「いのちのとりで裁判の到達点と展望
～生活保障法の実現をめざして～」
- 街頭署名宣伝行動
5月24日（金）15時半～16時半
押上駅 B3出入口、
スカイツリーバスターミナル
- 電子署名はじめました
署名はQRコードより  拡散してください！
- 判決日
6月13日（木）14時～ 地裁前宣伝
15時～ 103号法廷
16時～ 報告集会
第2衆議員会館 多目的室

生活保護改善を江戸川区長へ要請 東京都生活と健康を守る会連合会



3月13日、江戸川区生活と健康を守る会と都生連の代表9人は、昨年、区内の生活保護利用者の遺体を放置、白骨化した状態で発見された事件について、再発防止と生活保護行政の改善をするよう江戸川区長へ申し入れを行いました。

江戸川区では事案発生後に「再発防止検討委員会」が設置され、1月29日に報告書がまとめられています。それを踏まえて、指摘された改善策がどのように具体化されるのか、担当者個人の問題ではなく、組織の意識や体質として受け止め、行政課題に据えて再発防止に取り組むのかなどを8点に渡って要望し、聞き取りを行いました。

弁護士でもある船崎副区長が対応し「受給者の尊厳を傷つけ、不安な思いをさせた」と区として、私自身も重要な問題だと意識し、検討委で指摘された改善策はすべてやる、基本的に要望された8点にも前向きに対応していく」と応えました。具体的には「社会福祉主事の未取得職員については、全員の取得を行う。縦割りの弊害を解消するために、全体を見渡す課を新設し、人員体制も増やす。すべての業務に必要なと思われるので、人権研修を開始し、すでにワーカー300名以上が受講した。生活保護は国民の権利を周知するために、SNSやポスター、チラシなどを作成する。改善状況を何らかの形で独立して公表していく。検討委員に履行状況を継続的にチェックしてもらう」などの検討・実施しているとの説明がありました。

医療と介護の学習会を開催 板橋社保協

板橋社保協は、1月24日「どうなる、どうする医療と介護」と題して50名参加の中、学習会を開きました。講師は、東京社保協の窪田事務局長で、講演の概略は次のとおりです。

1946年日本国憲法の公布により25条で最低

限の生活は国家が保障すると謳われたが、特に2012年の社会保障制度改革推進法により社会保障財源は消費税で、「自助、共助、公助」が強調され、「全世代型社会保障＝給付は高齢者中心、負担は現役世代中心に見直す」こととされ、医療では75歳以上の負担の2倍化、年金は受給開始年齢を75歳まで繰り下げ可能にするなどの改悪が行われてきました。教育でも高校の公民科の「公共」で、社会保障は社会保険に矮小化されるように教えられています。18歳の意識調査では高齢者になった時の経済状況に63%以上が不安があると回答しています。現在の高齢者の姿が反映された結果です。日本の高齢者は世界で最も働いています。

2024年度以降も後期高齢者医療保険、健康保険、マイナ保険証の義務化と健康保険証の廃止、介護保険の再改悪など目白押しです。要求で一致する個人団体と連帯し、地道に粘り強く運動していくことが大切です。また、国民健康保険の資格書、短期証、差し押さえ件数は板橋区は他区と比較して多い。医療を受ける権利を守るためにも運動の必要性が指摘されました。

<板橋社保協ニュース No. 9より>



補聴器助成の予算を計上 中野社保協

多くの皆さんが補聴器助成を求める陳情署名に取り組んでいただいた結果で、中野区は来年度予算に「高齢者補聴器購入費助成」を計上しました。住民の要望が反映されることになりました。

2021年に第1回目の署名2,358筆を提出しましたが、日本共産党と無所属会派1名の賛成で不採択となりました。第2回目は23年に3,225筆を提出し、都民ファースト以外の全会派が賛成して採択されました。

この間、区長との懇談や2度にわたって小川郁教授（当時、慶應病院耳鼻咽喉科教授）を迎えて聞こえの学習会を開催し、多くの団体

